

西宮市市章・市旗の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市章・市旗を市民等が使用する場合における承認の基準等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「使用」とは、自己の事業又は活動にかかる物件に市章・市旗を付すことをいう。

(承認申請)

第3条 市章・市旗の使用を申請する者は、西宮市市章・市旗の使用承認申請書（様式第1号）に使用する物件の見本又は写真その他必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請が、当該事業若しくは活動又は使用方法について市関係課からの推薦又は承認を受けていることを根拠とする場合は、前項の必要書類に加え推薦又は承認にかかる市関係課の副申書を提出しなければならない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、市章・市旗の使用を承認することができる。

2 市長は、市章・市旗の使用を承認するときは、西宮市市章・市旗の使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(承認の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市章・市旗の使用を承認しないものとする。

- (1) 営利目的のために使用するとき（その使用が収益に直接寄与するものとは認められない場合を除く。）。
- (2) 第三者に対し、当該事業又は活動が本市の事業又は活動であると誤認させるおそれがあるとき。
- (3) 第三者に対し、当該事業又は活動について本市が後援又は助成を行っていることを誤認させるおそれがあるとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業又は活動のために使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する場合で、本市のシティプロモーションに寄与すると認められるときは、市章・市旗の使用を承認できるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市章・市旗の使用の承認について必要な事項は、所管部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

西宮市市章・市旗使用承認申請書

西宮市長 様

西宮市市章・市旗の使用について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請日	年 月 日
申請者	団体名及び代表者氏名
	事務所・事業所の所在地 (電話番号)
使用物件	(別添見本又は写真のとおり)
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
誓約事項	(1) 使用後は、直ちに使用物件又はその写真を持参し、 <u>市</u> の確認を受けます。また、承認した物件について当初の使用形態から変更がある場合は、その都度、見本の提示を行い、 <u>市</u> の確認を受けます。 (2) 申請時に見本の提示を受けた使用物件以外の物件に新たに市旗を使用する場合は、その見本の提示を行い、 <u>市</u> の確認を受けます。 (3) 本件使用について紛争が生じた場合は、申請者において、責任をもって解決に当たるものとし、 <u>市</u> には一切ご迷惑をおかけしません。 (4) 使用物件の使用、譲渡、貸借、処分にあたっては、市章・市旗の意義と性格を十分考慮して、適切に対処します。

西宮市市章・市旗使用承諾書

第 年 月 日 号

西宮市市章・市旗の使用について、次のとおり承認します。

西宮市長

印

申請者	団体名及び代表者氏名
	事務所・事業所の所在地 (電話番号)
使用物件	(別添見本又は写真のとおり)
使用目的	
使用期間	
誓約条件	(5) 使用後は、直ちに使用物件又はその写真を持参し、本市の確認を受けること。 (6) 本件使用について紛争が生じた場合は、申請者において、責任をもって解決に当たること。 (7) 使用物件の使用、譲渡、貸借、処分にあたっては、市章・市旗の意義と性格を十分考慮して、適切に対処すること。